

【委員会記録】

杉本委員長

ただいまから、普通会計決算認定特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに議事に入ります。

これより、企画総務部・監察局関係の審査を行います。

まず、委員会説明資料に基づき、重点施策の実施状況等について説明を願うとともに、この際、特に報告すべき事項があれば、これを受けることといたします。

川長企画総務部長

おはようございます。

平成22年度決算に係る主要施策等の実施状況並びに決算の概要につきまして、平成22年度決算普通会計決算認定特別委員会説明資料により、御説明申し上げます。

説明資料1ページをお開きください。

平成22年度の主要施策の成果の概要といたしまして、まず1点目は、オンリーワン徳島行動計画(第二幕)の推進及び政策評価の実施でございます。

オンリーワン徳島の実現に向け、本県の進むべき方向と目標を示したオンリーワン徳島行動計画(第二幕)を推進するとともに、この計画の期間が平成22年度末で終了することから、新たな計画の策定作業を進めたところであります。また、成果重視の行政運営を確立し、総合的に行政サービスの向上を図るため、政策評価を実施したところでございます。

2点目は財政の健全性の確保でございます。

依然として厳しい状況にある経済情勢に対応し、より一層の経済・雇用対策を講じつつ、医療や福祉等、安全・安心の分野におきましても着実な取り組みを行いました。また、財政構造改革基本方針のもと、限られた財源の重点的・効率的な配分を行い、新たな財政構造の実現に努めたところであります。

3点目は、行財政改革と適正な人事管理の推進でございます。

オンリーワン徳島の実現に向けた新たな県政の形を構築していくため、とくしま未来創造プランの着実な推進を図り、徹底した行財政改革に取り組むとともに、職員資質の向上と能力実証主義による人材の登用など、適正な人事管理に努めたところであります。

4点目は、県民との対話型広報広聴事業の推進でございます。

報道機関への情報提供による広報活動を初め、新聞やテレビ等、さまざまな広報媒体を通じ、県民に必要な情報を提供するとともに、知事と県民との意見交換を行うなど、県民とともに県行政を推進するための広報広聴事業の充実に努めたところであります。

5点目は、情報公開制度及び個人情報保護制度の推進でございます。

県政に対する県民の理解と信頼を深め、開かれた県政を推進するため、情報公開の総合的な推進に努めるとともに、県民の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取り扱いを確保する個人情報保護制度の適正な運営に努めたところであります。

2ページをお開きください。

6点目は、行政情報化の推進であります。

ICTを活用し、県民サービスの向上を図るため、庁内の情報ネットワーク等の安定運用に努めるとともに、業務・システムの最適化を進め、次世代「eー県庁」の実現に向けた取り組みを推進しました。

7点目は、県税収入の確保でございます。

税負担の公平性を確保するため、課税客体の的確な捕捉や早期課税に努めるとともに、県の税務職員の市町村派遣や特別徴収制度の普及・拡大等、市町村への徴収支援を行い、県税収入未済額の大部分を占める個人県民税について、収入未済額の縮減に努めました。

8点目は、県有財産の活用及び合同庁舎の耐震化の推進であります。

県民の貴重な資産であります県有財産を適切に管理するとともに、遊休未利用財産を売却するなど、県有財産の有効活用を図ったところであります。また、南海地震等に備え、防災拠点となる合同庁舎の耐震化を推進したところであります。

9点目は、職員のメンタルヘルス対策の推進であります。

職員の心身の健康を保持・増進し、職場不適応状態を生じさせないため、また病気休暇中の職員の円滑な職場復帰を図るため、職場復帰支援制度による支援を行うとともに、職員に対してさまざまな研修事業等を実施し、メンタルヘルス対策の推進に努めました。

次に、3ページをごらんください。

主要事業の内容及び成果についてでございます。

県民の学び拠点の機能の充実を図る県立総合大学校推進事業、四国八十八箇所霊場と遍路道の世界遺産登録を目指して取り組んでいる世界に誇る四国遍路モデル事業、先ほども触れました県民への積極的な広報を行う県民との対話型広報広聴事業、私立学校の教育水準の向上を図る私立学校振興事業、西部総合県民局各庁舎の耐震化を図る合同庁舎等耐震改修事業、4ページに移りまして、市町村税等の税收確保を図る広域税收確保促進事業、これも先ほど触れましたが、業務・システム最適化を推進する次世代「eー県庁」推進事業の計7事業に係る事業内容とその決算額を記載してございます。

次に、5ページをごらんください。

一般会計の決算概要につきまして、御説明を申し上げます。

表の一番下の合計欄の左から3番目の数字になりますが、一般会計歳入決算の収入済額につきましては、地方交付税、県税など、企画総務部、監察局、出納局、諸局合わせまして、3,367億6,194万1,752円となっております。

その右隣の不納欠損額1億894万3,296円につきましては、県税等の欠損処理を行ったものでございます。

さらに、その右隣の収入未済額19億1,392万6,238円につきましては、県税等の未収入分でございます。

次に、6ページをお開きください。

表の一番下の合計欄の左から2番目の数字になりますが、支出済額につきましては、地方債の償還金など、1,401億6,072万9,569円となっております。

その2つ右隣の不用額につきましては、10億5,100万1,681円となっており、公債費の減少に伴う執行残等によるものでございます。

次に、7ページから8ページをごらんください。

特別会計の歳入歳出の決算状況につきましては、徳島ビル管理事業特別会計など計7会計でございます。その内容につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

以上、決算の概要説明を終わらせていただきます。

よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

杉本委員長

以上で説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

来代委員

きょう質問するのは、ここだけだと思つて、真剣に答えてほしいんですけども。

これ見よつたら、財源ありきの従来型の考え方の脱却を図り、新たな財政構造の実現に努めたつて、こうあるんですが、きょうの新聞なんか見よつたら、全国で2兆円の基金がまだ残つると。これは使わないかのかどうかわかりませんが、徳島県は基金をある程度使い切ると、こういろいろ言うてますわね。これは財政課長の考えでは、我々は1,000億の基金があつたと。徳島県の財政は大丈夫だとずっと思い込んできて、それがもうほとんど残つてないと。それをきょうの新聞なんか見て、基金は全部使うてよかつたのか、あるいは税金が入らんようになったから、基金をちょっと使い過ぎたのか。どういう感覚を持っておられますか。

小笠原企画総務部次長

ただいま、来代委員さんから基金の御質問をいただきました。

基金につきましては、近年、残額を減らしておるわけですが、この理由としましては、平成16年……（「ほなけん、基金使うてよかつたんか悪かつたかの感想じゃ」と言う者あり）基金を使って、何とかこの財政危機ともいえるような状況をしのいでまいりまして、今やつと基金が少しずつ戻つていっていると。国の経済対策の基金につきましては、期限がございますので、その期限までに使わないと全部戻さなければいけないということになりますので、国からいただいた基金につきましては、できるだけ有効に県内で使わせていただく。また、県で積み上げた基金につきましては、残が減つておりましたけれども、今何とか少しずつ、もとに戻つている状況でございます。

（「基金を使うてよかつたんか。」と言う者あり）

はい。基金を使わなければ、今までの財政運営ができていなかったというふうを受けとめております。

来代委員

そしたら、これはもう県民の皆さんにははっきりと言わないかんわね。県民の中には、1,000億もあつた基金を、ほれも三木申三さんから圓藤寿穂さんのころに、一生懸命積み立てた基金が、知事がかわつてからはほと

んどなくなったと、こういう悪口を言う人がいっぱいおるんですが、堂々と県として、この基金 1,000 億円はほとんど使ってしまったとよかったんだと、県は発表すべきですが、ちゃんとそれは発表してくれるんですか。

小笠原企画総務部次長

ただいま基金の御質問いただきましたけれども、基金を使って……（「よかったって発表したらいいやない。さっき言うたやないか」と言う者あり）よかったといえますか、基金を使わざるを得なかったというふうな状況でございます。

来代委員

それは違いますよ。基金を使うて、返さなきゃいかん基金を全部使い切ってよかったと。今の財政課長の話やったら、使わざるを得なかったんだったら、使わなかったらよかったということになるじゃないですか。どっちなんですか、一体。

小笠原企画総務部次長

国からいただいた経済対策の基金、これにつきましては、本日も新聞報道ございましたけれども、昨年度末時点で約4割。それから、今年度も使いまして、あと期限までに、できるだけ有効に使いたいというふうに考えております。

県独自で積み上げた基金につきましては、これは財政状況を乗り切るために……（「そんなこと言らん。使うてよかったんだったら、よかったって言よるだけだろ」と言う者あり）使って何とか財政状況をしのいでいるという状況でございます。

来代委員

そしたら、ここにもこれ、健全な財政の運営に努めたって、これもちゃんと書いてますけども。そもそもことしも、来年もまたこれ、総務省の許可がなかったら起債ができない状態に追い込まれていながら、財政の健全運営に努めた、そして基金でしのいで金も貯金もできた。これは総務省に、全国ワーストツ一、徳島県のこの予算がワーストツ一、それも非常に悪いワーストツ一。それだったら、これ書いとることと全然違うじゃないですか。徳島県の財政を全国のワーストツ一にしたのは財政課長、あなた方の責任じゃないんですか。

小笠原企画総務部次長

ただいま、基金の質問を来代委員さんからいただいておりますが、基金の残高につきましては、例えば、平成 15 年度末で来代委員さんおっしゃるとおり 1,000 億を超えてございました。それが平成 19 年度末が一番底になっておまして、約 400 億まで、600 億を使ったということでございます。その 19 年度末の 400 億から 22 年度末では、国の基金等もございまして、今、約 800 億の残というふうなところになっております。

基金の状況については以上のような状況でございますが、国の経済対策の基金につきましては、ほとんどが麻生政権時代につくっていただいたものでございまして、それがその後、積み増しされたり、また期間延長されたりして現在徳島県で有効な財源として使わせていただいております。

来代委員

そしたらね、何で徳島県が全国ワーストツアになるんですか。きちんとやっとなでしよう。ワーストツアから脱却するって、口ではそういうことを言いながら、結果的にワーストツアでしよう。これ、どうやって改善していくんですか。

小笠原企画総務部次長

ただいま、来代委員さんがおっしゃってられますワーストツアというのは、実質公債費比率の今年度の数字。今年度の数字というのは、平成 20、21、22 の3カ年平均でございますが、21.2 で、全国で一番高いほうから2番目ということになっております。これを改善すべく財政構造改革基本方針を定めまして、歳入の確保、それから歳出の縮減、また公債費の縮減等に努めてまいりまして、平成 27 年度の決算が上がります 28 年度におきましては、この数値が起債許可団体、これも来代委員さんおっしゃってられました 18%以上が起債許可団体で、今年度は本県も含めて6道府県ございますが、ここから外れるというふうな見込みになっております。

来代委員

27 年、28 年ってそんなもん、来年のことを言うたら鬼が笑うんですよ。27 年度が来たら、また同じこと言うんですよ。この今の小笠原財政課長、同じ財政課長経験した人がおりますけども、3 年前にもやっぱり平成何年が来たら、それから外れるって言ったんですよ。そのときが来たら、また同じこと言よんですよ。もし 27 年度にそうならなかったら、あんた退職金を全部県庁に寄附して、責任とりますか。

小笠原企画総務部次長

ただいまの見込みが先ほど説明させていただきました 25、26、27 年度の決算が出たところの数字で、28 年度に起債許可団体ではなくなる見込みであるという見込みでございまして、これがなるかならないかということが私の退職金とリンクすると言われますと、ちょっと非常に厳しいところでございまして、ようお答えできません。申しわけございません。

来代委員

だからな、それぐらいの覚悟があるかどうかということで、実際、きのうも会計責任者から説明聞きましたよ。その収入が、県税が減って、県債の発行をふやして、そしてなおかつ、まだその基金を取り崩してやっとな年度の予算が組めるような内容の話を説明しましたよ。

それだけ今厳しい状況なんですよ。厳しい状況でありながら、きょうの説明を聞いたとったら、健全な財政運営に努めたとか、基金がふえたとか、きれいごとばかり、これ県民だますようなこと言うてますけども、今徳島県は非常に厳しい状態なんでしょう。だったら、少しはこれを反省して、反省をしてここまでやったけど、これは厳しいんだと。新年度はもっと厳しい状態になって県民サービスが悪くなるかもわからないと。しかし、ど

うしてもやむを得ないんだっていうことを何ではっきり言えるのですか。きれいごとばかり報告する会ですか、この委員会は。

小笠原企画総務部次長

財政状況につきましては、この実質公債費比率につきましては、全国の悪いほうから2番目ということでございます。このような状況から、できるだけ早く脱出していきたいというふうに思っておりまして、これからこの財政の健全化に向けて引き続き努力をしたいと思います。

また、ここの財政の健全性の確保につきましては、平成19年度以降、この予算の中でもいろんな工夫をして、トクトク事業であるとか実証実験、モデル事業など、いろんな工夫をしながらやってきているということを書かせていただいておりますが、財政の健全化につきましては、引き続き真剣に努力してまいります。

また、平成17年度以降、財政改革基本方針、20年からは財政構造改革基本方針、23年度、から25年度につきましては、新たな財政構造改革基本方針ということで、引き続き取り組んでまいります。

来代委員

そういうきれいごとばかり言うからおかしいんですよ。実際、県税の収入が減っとなでしようが。じゃあ、何で県税の収入がこれだけ減り続けとんのですか。

小笠原企画総務部次長

ただいま、来代委員から県税収入の減っている状況について御質問をいただきました。

県税収入につきましては、来代委員さんからお話のありましたように、ずっと減ってきておるところでございます。数字的には……（「そんな調べんでも、この中書いてあること、きのうも5年間の教えてくれとるから。会計管理者に聞いてみなはれ、きのう全部出とう、そんな数字」と言う者あり）はい。県税の収入につきましては、例えば平成19年度862億円から20年、21年と減っておりまして、22年度の決算も689億円と減っております。この状況は、やはり県内の経済、雇用、非常に厳しい……（「いや、何億減っとな」と言う者あり）この862億と689の差でございますので、173億円の減でございます。平成19年度と22年度と比較して、173億円の減でございます。

来代委員

そしたら、それだけ減っとなでしよう。県税減っとなのにふやす努力はしてないと。ほなけど、ここには新たな財政構造の実現に努めたとか、税収をふやしたとか、いろいろきれいごとばかり書いとうじゃないですか。

その減った原因は、あんた方が公共工事を減らしたからでしようが、ほんまの大きな原因は、税金を納めたって公共工事を切って切って切りまくるから税収が減ったんじゃないですか。それについての反省はないんですか。

小笠原企画総務部次長

来代委員さんから御質問ございました公共事業につきましては、確かに近年ずっと減っておりまして、財政構造改革を進める上で、この公共事業につきましては、県債が非常にふえる要因ともなりますので、これにつきましても減らせていただいたというところがございます、その結果、先ほど申し上げましたように、基金が下げどまったというふうな状況でございます。

来代委員

それは全然責任とってないじゃないですか。

やっぱり、税収が減った、公共事業も減した、そして赤字がふえた、県庁の職員の数は減らない、そして、そこへもってきて、1億9,000万ですか、未納が。税金の税収も集めてない。何やっとなですか、これ。こんだけ税収が減って、200億近く税収が減りながら、そして一方では税金の未収が20億円近い。大変なことじゃないですか、これ。税金を取る努力はしない、公共工事を減らして、税金を払ってくれる人はいじめる。そして、一方では払わん人はほっとく。それで基金は取り崩す。ほんで来年のこととか夢のようなこと言うて。それが健全な財政を、県庁の財政を預かる企画総務部財政課長に、総務部長こんなでいいんですか。どんなに考えとんですか、部長は。

安原税務課長

県税の収入未済金18億4,149万円ございますが、これにつきましては、個人県民税につきましては、平成19年度税源移譲が行われたことによりまして、調定が大幅にふえたことによりまして、収入未済額が毎年増加しておりまして、現在13億7,585万円、未済額の74.7%を占めております。

何もしていないという御指摘でございますが、このため個人県民税の徴収率向上に向けました市町村への支援といたしましては、市町村……（「だったら、何で20億もできるんな、未収が」と言う者あり）もともと個人県民税につきましては、市町村が賦課徴収を行っておりますので、県は共同徴収、共同して連携して支援するという、地方税法の縛りがありますので、県がなかなか直接徴収にタッチできない部分がございます。

来代委員

そんなことないじゃないですか。別の委員会とか、別の会とか私も出てますけども。

県庁の職員が訪問したり、あるいはOBに取り立てに行ってもろうたり、そうやってして税収の確保で未収額が大分減ったって、報告したときもあったじゃないですか。

この席では、徴収に携われない。片一方では、県営住宅やいろいろ含めて、徴収に努めとるって、一体どっちがほんまなんですか。

安原税務課長

今も説明させていただきましたように、県税の未収金18億4,149万円のうち、個人県民税については13億7,585万円と。この個人県民税につきましては、市町村が賦課徴収しておりますので、県の立場としまして

は、市町村との共同徴収でありますとか、県の税務職員の市町村への短期派遣……（「もうわかった、わかった」と言う者あり）

来代委員

ほな、あれやね、県税の未収というのは、これもうはっきりと、マスコミもおりますけども、県税収入がふえない、取れないのは市町村が悪いんやね。そういうことやね。

安原税務課長

収入未済額の74.7%を市町村が賦課徴収を行ってる個人県民税が占めているということでございます。

来代委員

だから、市町村が取ってくれへんから、県税が減ったっていうことでしょう。ノーかイエスだけでいいですよ。

安原税務課長

結果的にはそういうことになっております。

来代委員

そうですか。それじゃあ県税の収入がふえないと、20億の責任は市町村にあるということですね。わかりました。ほんなら、それはそれで結構です。これからまたそういうことで、いろいろまたあろうと思いますけれども。これもうはっきりととってくださいよ。

その次に、職員の資質の向上と実力実証主義に努め、人材の登用など適正な人事管理したって、いわゆる職員の資質が上がったということですね。これ間違いありませんね、これは人事課長かいな。

小泉企画総務部次長

職員の資質向上に取り組んだということでございます。

来代委員

そうすると、立派な職員ばかりですが、職員の起こした交通事故は、全部県民の税金で払っていると。そして、これも表にありますけども、それだけ立派な職員が、何でこんなに交通事故を起こして、県民の税金からこれぐらい払うんですか。この数字教えてください、この5年間の。県民の税金で職員の交通事故のこれ支払いしとるじゃないですか。総額幾らですか、5年間の。

黒田管財課長

私のほうから、最近5年間におけます職員が関係しております交通事故における賠償金につきまして、支払額につきまして、御説明をさせていただきます。

平成 18 年度から 22 年度までの5年間でございますが、総額にいたしまして、5,773 万 6,604 円でございます。

来代委員

財政課長さんに、総務部長さん、5,700 万払うたと。これ単年度別に言うたら、間違うとつたら教えてくださいよ。平成 18 年が 697 万二千何ぼ。平成 22 年度でも 285 万 1,000 円。間違うとらんでしょ。その前の年でも 3,890 万 9,249。間違ってますか。もう一回、数字言いましょうか。そんなも調べとらんで人事は。合うとるでしょう。これ、おたくからもろうた資料やから、間違うわけがない。

いいですか。片一方で税金は市町村任せで、県税は取ってもらえない。あんた方は職員の資質向上に努めて、立派な適材適所の職員を配置したと言よる。片一方では、5年間で 5,800 万近い金を県民の税金から払っておる。

これはおかしいないん。県民から見てこんなもん許せますか。そして何の処分もしてない、注意事項だけ。県庁の職員と県民とこんだけ対応違うんですよ。これ、一般の人間だったら全部自分で払うとんですよ。保険だって全部自分で掛けとんですよ。みんな保険だってこれ、県費の支払いで 700 万近くあるじゃないですか。県費、現金で。

こういうことをして、何がこれ適正な職員の資質の向上で適材適所なんですか。これ普通の会社だったら、上司はもっと責任とりますよ。責任とつた上司は1人もおらん。注意事項で終わる。一体、県民の税金をどない考えとんですよ。総務部長さん。

川長企画総務部長

お話のございますように、県民のとうい税金をどのように考えているかということです。

財政課長のほうからも県の財政状況が厳しい旨、御説明申し上げましたし、県税収入につきましても、徴収のアップにつきまして御説明しました。しかし、未収の状況もございます。またそれから、今お話もございました交通事故による支払い額ということで、貴重な税金の中で県職員の過失によって、こういった支払いをせざるを得ないというような状況について、どのように考えているかということで、税につきましては、とうい財源ということは申すまでもなく、我々は有効にそれを執行する責任がございます。また、それにつきましては、県議会の御論議をいただき、議決もいただいて執行するというような大前提でございますが、この中で交通事故による支払い額については、私自身も非常に残念には思いますが、ただ交通事故につきましては、いろいろ注意を行っているものの、どうしても交通事故が起こるといのは、やむを得ない場合もございます。

そこにおきましては、注意力の多少もございます。そのあたりにつきましては、職員について交通安全についての徹底した教育も実施しておりますところでございますが、結果的に、今までの5年間において支払い合計額が 5,700 万円、また県費に直しましても 700 万円弱ということは、非常に残念なことと考えております。

来代委員

みんなの血税なんですよ。そして、やむを得んって総務部長、あんたね、もうちょっと真剣に考えないかん

ですよ。私はこれ、交通事故の原因もらってますよ。これ管財課が書いてくれますよ。

前の車をよく見ていなかったからぶつめた。石井町では、車のドア開けようとしたら風が吹いたから、そのドアが横の車にどんと当たって、その弁償が23万とか。前の単車を追い越そうとして横から来た車に知らんとぶつめたとか。赤で停車しとる車に信号を見ないでぶつめたとか。

これが総務部長、やむを得ない理由ですか。そんなにまでして県民をばかにして、県職員をかばわないかんのですか、あんた。それとも総務部長は監察局長しよったときから、この交通事故の原因は一切目を通してないんですか。どっちですか。

川長企画総務部長

交通事故の状況につきましては、報告を受けておりますが、人の注意力につきましては、十分に注意する人もおれば、ただ残念な注意力だなという評価をせざるを得ないような場合も確かにございます。そういうところにつきましては職員については、十分な注意もしておるわけなんですけれども、職員全体につきましては交通安全についての教育というのは徹底したところで行っているところでございます。ただ、県民の皆さんに、非常に信頼が得られないような状況というのは、今のところ、来代委員の御指摘の中で、こういった非常に注意力散漫というような評価となったところなんですけれども、こういった意見を、今後十分に生かして行って、職員の注意力向上、交通安全の徹底に努めてまいりたいと考えております。

来代委員

これをぬるま湯っていうんですよ。甘えの構造っていうんですよ。一般の人は、ほんなら、それを今後生かしていったら、こらえてくれるんですか。大変な事故なんですよ、これは。交通ルールの最低限を守っとたら起こらんかった事故なんですよ。

総務部長、本気でそういう、これはやむを得ん理由と思っとんんですか。それとも、組合が怖いから、あるいはだれかに言われたらいかんから、そうやってかばいよんですか。ほんまに思うとんだったら、総務部長、あんた総務部長の資格なんかありませんよ。もうちょっとこれは厳しくして、今後適正な処分して県民の信頼を取り戻したいというべきじゃないんですか。どう思います。

川長企画総務部長

職員の交通事故につきましては、今までにも、議会の場でも御論議いただいたところでございまして、我々も貴重な県税を職員の注意力散漫でもって償うというのは、これは不本意なことでございます。

ただ、その安全教育には今までにも努めてまいりましたが、そういった今までの議会での御論議も含めまして、平成23年5月には特にそういった意見も加えまして、注意力を促すということで、もう少し基準の明確化を行ったところでございます。

具体的には、交通三悪というのがございまして、それは今までにも、この場で申すまでもなく、酒気帯び運転などでございますけれども、それに加えて今までは、県の規則では重大な過失というふうに抽象的な表現でございました。しかし、これでは職員の教育というのは徹底しないというようなことで、より明確に基準化を行ったところです。例えば、明らかな信号無視とか、居眠り運転とか、無謀な追い越しとか、こういったように非

常に残念ではございますけど、こういった具体的なことから、まず取り組んでいこうというようなことでやりました。

その結果、9月30日現在ですけれども、去年度の同時期に比べまして、職員交通事故は、ことしは5件、去年度は11件ございました。結果的に見れば、件数というのは若干減ったというようなところもございまして、こういった取り組みも1つ効果があるというようなところで、地道な交通安全教育も徹底し、これからも県民の皆さんの信頼に努めてまいりたいと考えております。

来代委員

あほなこと言いはんな。11件が5件に減ったから努力したんかいな。11件がゼロ件だったら努力したんだろうが。違うんですか、財政課長。11件が5件に減ったから努力したんですか。11件からゼロ件が普通じゃないんですか。監察局長、どんなんですか、あんた方の考えは。もう総務部長、あんたはもう器でないわ。

吉田監察局長

交通事故、来代委員からいろいろ御質問いただきましたけれども、交通事故がゼロであるにこしたことはないというのは、私どもも当然のことでございます。ただ、御承知のように、昨今の交通事情等々考えますと、理想ではございますけれども、なかなかゼロというのは難しかろうと思います。そういった意味で、交通規範、こういったものを遵守するという、まさに交通教育というのが求められておることでございます。

監察局といたしましても、公益通報等々におきまして、職員の交通ルール無視等々がございましたら、適切な監察を行ってまいりたいというふうに考えております。

来代委員

いいですか。ゼロにせないかんのですよ。そしたら一般の人がこれだけの交通事情だから事故してもいいんですか。家族みんなが苦しんで、家族総出でその苦しみを、みんな分け合ってるんですよ。県庁の職員だけ、こんな交通事情の中で事故起こしてもいいんですか。やむを得んですか。まず、県庁の職員から県民の模範になるべきじゃないんですか。総務部長、そう思わんですか。

川長企画総務部長

県民の皆さんの模範となる、それはもちろんでございまして、この交通事故が減ったということを私は手柄のように申し上げたのではなくて、1つの結果はそういうところがあったと。もちろん、交通事故についてはゼロを目指すというのは、それは我々の責任と思っております。

なかなかしかし、社会経済情勢のこういう中では、交通事故の撲滅というのに努めながらもなかなか達成できない。しかし、それを放棄するというのではなく、私の責任は全うしなきゃいけないと。放棄するものではないので、ゼロに向けての努力というのはこれまで以上に努め、取り組んでまいりたいと考えております。

来代委員

そしたら、一方的に悪いような、100対10ぐらいまで、それぐらい悪いのは、ちょっとは個人に負担さすとか。あるいは完全な、これ金の使い込みと一緒にやからね、お金取られるんだから。それについてはもっと厳しい、これから新しい処断の方法っていう、責任をとらずということを考えていくわけにはいきませんか。どうなんですか。

黒田管財課長

職員に対します交通事故に対する求償につきましては、国家賠償法あるいは地方自治法によりまして、職員に故意または重大な過失があった場合行うということにされておりました、県ではこの求償の有無の審査につきましては、管財課の内規でございます自動車の事故による損害賠償額の求償基準を判断基準として行っております。

これにつきましては、先ほど部長のほうからも御説明させていただきましたが、昨年、委員のほうからの御指摘も踏まえまして、全国状況等も調査をし、従前、その他重大な事故というものにつきましては、特に例示等もございませんでしたことから、職員にも周知を図るという観点、あるいは自己責任の明確化、そういった基準というものを明らかにするというような観点から見直しを行いまして、この5月1日から施行いたしております。

今後につきましては、それぞれの事故の内容につきまして精査をいたしまして、この新しい求償基準に基づきまして、適切に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

来代委員

もうこれ以上言わんけどね、いいですか。これは県民の税金を使い込んだと一緒なんですよ。あんた方が県庁職員の仲間意識で、まあまあまああつてやるのが、県民からはどれだけ批判の目があるか。もうちょっとね、総務部長、あるいは財政課長、これだけ県庁が金がなくて昼の時間も全部電気も消したり、我々はみんな給料もカットして、みんな一生懸命やっとなんですよ。そういう一生懸命やっとなる人たち、県庁職員のほんの数%の不注意が、県庁全体の信用墜落になっとなんですよ。一方的に悪い、あるいはかなりのときには、これはまたより新たな厳しい処分というのを決めてやっていってくれなかったら、県民は税金は取られる、金は取られる、サービスは落ちる、やっていけませんよ、これ。一般の人が公共工事も減って、主婦でも月に5万、10万あった、日雇いの人なんかは今ゼロなんですよ。どれだけ苦勞して生きていっとなるか。どんだけ涙流しながら生活していきよるかっていうことを、ちょっとは頭に入れてくださいよ。返事によって質問終わるけど、なかったら、まだやりますよ。

川長企画総務部長

県税、県の財政の厳しい状況、この交通事故による損害賠償、我々は今までにも交通安全には取り組んではきたものの、結果として賠償額を支払ってきたというのが事実でございます、今後も交通安全教育につきましては徹底を図って、その中でも賠償するときには、県民の皆さんの貴重な税金を使わざるを得ないんだというようなことも含めて、さらなる交通安全教育の徹底に努めてまいりたいと考えております。

来代委員

今の一言でまあまあですけども、いいですか、管財課長さん。我々から見たらあほらしいあの交通事故の原因。前見てなかった、風が吹いて車がどんどん行って当たった。そういう事故の原因を全職員に知らしてください。こんなあほなことでも県民の税金使うとんですよっていうことを県庁職員に。そして、事故の起こらんように徹底図ってください。お願いしますよ。

木南委員

今、来代委員からもお話があったように、最近、徴収機構かな、等々で未済額というのも減ったといいながら、特別会計を入れると33億と、こういうことなんですね。

この未済額がそのうちに不納欠損額と、こうなっていくんでないかと思うんですが、この不納欠損額の性質をちょっと教えていただきたいと思います。

安原税務課長

不納欠損額の御質問でございますが、平成22年度の不納欠損処理額につきましては、対前年度429万円減の1億839万円となっております。

不納欠損の原因としましては、地方税法上、3種類に分類されますが、5年の消滅時効によるもの。それから滞納処分をすることができる財産がないとき、また滞納処分を執行すると生活を著しく逼迫させるおそれがあること等から、その執行を停止して、その状態が3年間継続し納税義務が消滅したもの。それから、執行停止後3年を待たずに、直ちに即時欠損するもの。その3種類がございます。

木南委員

この5年の、いわゆる時効ですね。時効っていうのが、どれぐらいあるのか教えてほしいと思います。

安原税務課長

今説明させていただきましたように、全く手つかずに消滅時効にかかった分につきましては、60万程度でございます。

木南委員

この1億839万のうち、60万が時効にかかった分と言えるんですか。

安原税務課長

全く手つかずに、処理をせずに時効にかかったものが60万円ということで、県税の不納欠損1億839万円につきましては、すべて3年、5年という時効、それと即時欠損という、それぞれの段階ごとの消滅時効でかかっております。

木南委員

納付不能な事情があって、不納欠損額になるのは不可抗力的なところが私はあると思うんですよ。ところが、毎年1億数千万の不納欠損額が出ていっとなですね。この未済額の中、銀行等は不良債権、これは債権ですよ、県にとつたら。この債権の中で、これは収納していただける未済額なのか、あるいは不良債権として分類すべきものなのかというのがあると思うんです。

先ほどの話であります、県民税っていうのは、市町村に徴収していただいて、その中からかすめ取るっていうのはおかしいんですが、市町村に代行してもらって、その中から県税分を納めてもらうっていうところがありますよね。

そんなことからいうと、やっぱり不良債権として分類すべきところがあると思うんですが、その分類的なところはありますか。あるとしたらどこがしとんですか。

安原税務課長

収入未済額全体の分析ということでございますが、個人住民税を除く未済額につきましては平成22年度末で4億7,000万ほどございます。

この内訳でございますが、地方税法で認められた徴収猶予等の額が9,000万円。財産差し押さえが8,500万円。今説明させていただきました滞納処分の停止にかかっているものが1億500万円。裁判所に交付要求等を行っておりますものが2,800万円。分納誓約等が1,400万。こういう分類になっております。

木南委員

その中で、欠損額になるには3つの性質があると言いましたよね。その中で、時効にかかってしまうまでの5年ですか、その前のは即欠しとるわけですね。これは欠損になると、いわゆる不良債権と、もう不渡りと。商業的にいうと不渡りですよ。不渡りでないんやけども、本当は、これは不渡りになる可能性があるという分析等々はあるんですかという話。

安原税務課長

即時欠損する場合は、当然不良債権ということで即時欠損するわけでございますが、3年、5年の消滅時効につきましては、滞納者の個々の状況を、ある程度見ながら状況が改善するかもわかりませんので、3年、5年という期間を区切っております。

ですから、その内訳がそれぞれ交付要求であったり、財産差し押さえでありますので、なかなか3年、5年という状況で見ながら進めていかざるを得ないというふうに考えております。

それで、先ほど申しましたように、そういう手続で3年、5年を経過するのを、様子を見ておりますが、全く何も手つかずに、不良債権となるものが60万円ほどあるということでございます。

木南委員

結局は、それはどこがするん。市町村がするの、あるいは県がするの。

安原税務課長

個々の滞納事案につきましては、県がそれぞれの財産調査を行っております。そして、それに該当する分につきましては、滞納処分の執行停止等、各県税局、県民局等で判断しております。

木南委員

これは市町村の税とリンクするわけね。県民税っていうのは。そういうことでしょう。市町村が徴収して、県へもらうということですから、市町村の税とリンクするわけですね。

安原税務課長

今説明させていただいた不納欠損額につきましては、当然個人県民税につきましては、市町村とリンクしますけど、県税の部分につきましては、県単独で判断するということになります。

木南委員

県税は県が、県民税、市町村民税っていうのは市町村が集めてくれて県へ来る。その市町村民税あるいは県民税についての不納欠損額が一番多いんですよ。そういうわけでないかな。多いですよ。その範囲の中で、不良債権の発生率はどうですかと、こういう話。

安原税務課長

一義的には個人県民税と市町村民税につきましては、市町村が賦課徴収を行っておりますので、市町村が判断することになります。県がその判断にかかわる場合につきましては、平成 18 年度に設立いたしました滞納整理機構等、そこへ税金が徴収された場合につきましては、県もそれにかかわって判断する側面はございますが、通常の場合は個人県民税、個人市町村民税につきましては、市町村の判断ということで、欠損処分ということになります。

木南委員

結局、そういうふうには個人住民税については市町村が徴収する。その滞納比率、あるいは徴収比率っていうのは、市町村の御努力あるいは整理機構の御努力というのが、大きくかかわるわけなんです。といいながら、県財政には非常に大きな影響があるというところで、やっぱりそこらあたり十分に整理して、実は市町村の責任なんですわっていう話じゃなくて、お金がないことには前に進めんわけよ。

こんな景気の悪いときには、やっぱり入るのを十分に努力して、出るのをセーブするっていうのが一般の家庭でもそうなんです。非常に大事な要件だと思うんです。願わくば、収入未済額はできるだけ減らすと。この努力は、整理機構にお任せしてあるんですけどいうんでなくて、やっぱり県の収入の大きな1つなんです。だから、その未済額をなくすという努力が見えないんで、どんなふうにも今後その未済額をなくしていくかっていう、その決意を示してほしいと思うんです。

安原税務課長

県税の収入未済額のうち、個人県民税については 74.7%、非常に高い数値になっております。ただ、個人県民税につきましては、市町村が賦課徴収するという地方税法の縛りがあるんですけど、今、地方税法上で認められております県の徴収支援策といたしましては、県の税務職員の市町村への短期派遣、それから地方税法第 48 条に基づく個人住民税の直接徴収。それから、先ほど申しました徳島滞納整理機構への側面支援、それと個人住民税につきましては、普通徴収の場合、納付書で納める場合がありますので、滞納が発生しやすいという理由がございますので、特別徴収制度の普及促進。それと、市町村税務職員の県税局で経験を積んでいただくための短期受け入れ。それから、個人県民税を含む市町村それぞれ滞納の事情がございますので、滞納状況の整理、滞納状況のヒアリングを行いまして、個々の事案ごとにどうふうに解決するかというヒアリングを行ってます。

そういう市町村に対して、支援ができるあらゆる支援策を通じまして、市町村税、市町村個人県民税の徴収確保につきましては、市町村と連携しながら努めてまいりたいと考えております。

木南委員

御努力はようわかるんですが、今までの皆さんの説明からいうと、滞納整理機構の御努力によって、未済額がだんだん減ってきたという説明を受けとったわけですね。といいながら、やっぱり市町村の御努力というのは非常に大きいわけですから、その特例等々するとともに、ノウハウを持っていくだけでなしに、いろんなところで労力も惜しまずに行って、できるだけ未済額の比率を下げるような努力をお願いしたいと、こんなふうに思います。これは、最後は不渡りを出さない、いわゆる不納欠損額、これをふやさないというところにつながるんじゃないかと思うんで、市町村とともに徴収率を上げるような努力をしてほしいと思いますので、決意のほどをお願いしときたいと思います。

安原税務課長

貴重な自主財源であります県税につきましては、県、市町村ともに汗をかきながら適正な課税、適正な滞納整理に努めて、貴重な自主財源の確保に努めたいと考えております。

木南委員

最近の監査委員の意見書を見ても、だんだんだんだん監査委員の意見っていうか、厳しくなってくるなと、こんなふうにここずっと思うんですが、これは監査委員が厳しくなったっていうよりも、やっぱり県民目線がだんだんそういうことについて関心を持ち、厳しい目線で見られるのかな、こんなふうに思うところです。

その中で、きのう松崎委員からもお話がありましたように、収入事務や給与、契約等に関する事務処理についての誤りが見られると、チェック体制の強化や実務研修の実施を努めることってこんな話があるわけですが、これは、どんなことを言われとんのか。あるいは実はこんなんがあったんです、これをこんなふうに改善しましたっていうようなところがあれば、お知らせをいただきたいと思います。

阿部出納局次長

定期監査において見受けられた要確認事項等についての状況でございますけれども、これにつきましては監査事務局のほうが集めたような形で、例えば収入につきましては、収入証紙に関する事務処理で適切でないものがあるとか、支出に関しましては契約事務で適切でないものがあるとか、それから工事に係る事務処理で適切でないものがあるとか、超過勤務手当の支給で適切でないものがあると。このような具体的な状況についての説明がございました。

木南委員

以前に国のほうなんです、国のほうは収入印紙っていうんですが、収入印紙でいろんなところで不正があって、今、収入印紙の窓口っていうのが、あるいは法務局でもしかり、いろんなところで県民、国民が印紙を買って納付するっていうシステムが随分利用者にとれば不便になったところもあるんですが、窓口が分離されたわけですね。

県の証紙については、どんな取り扱いになっとなのか、お知らせいただきたいと思います。

阿部出納局次長

収入証紙につきましては、収入証紙売りさばきをしていただいております。これにつきましては、収入証紙条例に基づきまして、知事の指定する売りさばき人において、売りさばくものとして規定し、阿波銀行を売りさばき人として指定してございます。また、売りさばき人について、証紙条例施行規則は条例の規定により指定された売りさばき人は、その者の責任において他の者をして売りさばきを行わせることができると規定しておることから、売りさばき人の責任において知事が承認した代理売りさばき人をして証紙の売りさばきを行っている、このような状況でございます。

証紙につきましては、各種の申請書等の余白に張りつけなければならないというふうな規定もございます。その申請書等を受理した課長などは、証紙の当否及び証紙の額面金額を審査の上、納付させる額を決定し、職印、公印ですけれども、証紙に消印することにより証紙による収納と、このような形でしてございます。

木南委員

まず、証紙を売る人っていうのは、そういうふう指定されとるわけですが、以前、印紙でどんな不正があったかっていうと、印紙を申請する窓口でお金を出して買って、それでそのまま張って出すと。あるいは印紙を手にはせず、お金だけ払って印紙を張ることにして出すと。こんなことが不正につながったというニュースを以前に見ました。

県ではそういうふうな取り扱いですので、証紙を張って提出する書類、受付窓口で証紙のお金を徴収することはないということが言えるんですね。

阿部出納局次長

収入証紙につきましては、その例えば県の申請をする窓口で買うやいうことになしに、代理売りさばき人とか売りさばき人から買うという形になってございます。

木南委員

私は仄聞なんであれなんです、あるところでは、申請すると同時に証紙代を出して申請したという話を聞くんで、よく調べといてほしいと思います。これは監査委員の意見書にもありますように不正につながるんでないかと、こんな憂いがありますんで。いや、実は利用者にとつたら、証紙をそこに行ってお金払って買って来るんが、東京都なんかは、もうそんなふうになったみたいですが、便利なんは便利なんです。よそへ行って証紙を買ってきて、張って出すっていうよりも、その受付窓口で証紙代を出して張って、出すんが利用者は、県民は、国民は便利なんです。

ところが、それが不正につながっているような方法がとられた。こういう経緯がある。そんなことも、もしかしたら監査委員の意見書の中に入るとんでないかと、こう思ったから質問をさせていただいたわけで、仄聞をしたら、そんなことがありましたよということがありましたんで、よく調査をしておいてほしいと思います。

阿部出納局次長

証紙の取り扱いについては、職員に対する研修等も十分行いまして、そのような不正とかいうふうなことの無いような形では研修を今後ともやっていきたいと思っております。

なお、証紙で張られて申請された分につきましては、直接現金を扱うものでございませぬので、その後の不正ということになったら、張ったものをまた何か再利用とかいうふうな形のことが考えることができようかと思えますけれども、そのようなことにつきましては、先ほど御説明しましたように課長等が必ず消印をするというふうな形で初めて処理が行われるということになりますので、そのあたりの研修を十分行ってまいりたいと、このように考えております。

木南委員

そんなふうにしていただきたい。安心しとるところに抜け道があるみたいところが、悪いことするやつは言うたらいかんのかな。そういうふうな悪意を持ってする人は、その裏道を見つけるっていうのが非常にたけておりますんで、念には念を入れて、そういう不正のないようなシステムづくり。非常に難しいんですよ。不正がないシステムづくりっていうのは、利用者にとっては非常に不便になるっていう、その片方があるものですから。利用者に便利で不正が起こらないようなシステムづくりっていうのは、県庁にとっては非常に大事なアイテムの1つでないかと思えますんで、十分にそこらあたり気をつけて、システム構築に御努力いただきたいということをお願いして終わります。

松崎委員

先ほどから県税収入の確保ということで、未収の問題が出されておりますけれども、けさほど説明いただいた資料の2ページですね。ここのところを見ますと、課税客体への的確な捕捉ということでございまして、確かに税法上は、市町村のほうが課税をすると。市町村はどんな苦勞をしているかという、いわゆる確定申告、2月15日ぐらいから毎晩のように税務課の職員が、まず課税するために地域の住民センターへ行って、そして県、市町村民税の確定申告ということで申告作業をする。それが正しいかどうかをチェックして課税し

ていくという作業を延々とやるんです。そして、最終的には納付切符を切ると。こういう形でされていると思いますし、滞納された人については、税務課でなしに、納税課の職員が勤務時間だけでなしに、いろんな機会も通して、納税してもらえるように家庭訪問までしながら、納税作業をしているということについては、ちゃんと御理解いただいております。

安原税務課長

市町村の課税状況、それと滞納整理分析状況については、掌握しております。

松崎委員

そしたら、課税の的確な捕捉をするためには、今言ったように市町村の職員が申告書を受け付けて課税し、そして納税をしていくという作業と、もう一つは税務署のほうで確定申告をして所得を確定して、それによって市町村が課税すると、こういう作業とがあります。

そうした場合に、どうなんですかね。市町村が課税した分が滞納率が高いのか、市町村の場合、どうしてもつかめない場合は、みなし課税っていうやり方をやります。そういうやり方でも課税の公平性っていうことでされると思うんですけども、税務署も相当最近は所得税の確保も含めて所得を把握して、それが決まれば、税務署のほうを優先するはずなんですね。所得の把握としたら。そこらは、未納の状況の分析としたら、国のほうがやってるところのほうが、国は国で、もう国税を取ってしまえば、あとは市町村のほうで県民税、市民税は、そっちでやってくださいよこうなります。

どちらがどんな傾向があるかやいうんは、つかまれてるんでしょうか。

安原税務課長

税の種類といたしましては、国税、県税、市町村民税がございます。ただ、どこが優先するかといいますと、それはあくまでも税としてまとめられるものがございますので、国税、市町村税の滞納の分析等の状況は把握しておりません。

ただ、国税、県税、市町村税につきましては、三者で情報共有をしながらそれぞれの滞納処分に努めております。

松崎委員

国税がまずは優先するといいますか、税務署がつかんだ資料といいますか、所得状況をまず最優先にして、そして、市のほう、町村のほうもそれぞれの納税者の把握されてると思うんですけども。

先ほどの話であれば、市町村がすべて責任ということにはならないと思いますし、後の答弁にもありましたように監査意見もありますけども、これまで以上に市町村との連携を強化して、税金確保に努めることという指摘がされております。

そんな中で先ほど言った2ページのところには、県の税務職員の市町村派遣や、云々と書いてますけども、県の税務職員の市町村派遣というのは具体的に、例えば平成22年度では、どの程度の市町村に、延べ何人ぐらい派遣して、徴税のための作業の共同作業を行ったのか。そういう資料は、持ち合わせとんですか。

安原税務課長

県の税務職員の市町村派遣につきましては、平成 17 年度から実施しております。平成 22 年度につきましては、小松島、吉野川、板野町、上板町の4市町に派遣いたしまして、住民税ベースで 1,150 万円の徴収実績を上げております。

松崎委員

4市町に派遣されているということなんですが、その他のところまで派遣するだけの余力っていうのは、なかなか県としても大変だということなんですか。

安原税務課長

税務職員全体として 136 名おります。ただ、24 市町村すべての市町村へ派遣できれば理想的な形にはなろうかと思いますが、あくまでも県税の賦課徴収というのが第一義的にございますので、市町村の徴収体制の弱いところを重点的に支援する、そういう形で行っております。

松崎委員

はい、わかりました。県のほうも大変なことで、130 人程度で県税全体の収入確保されているということなんです、ぜひこれから市町村との連携を密にして、県税収入の確保については、努めていただくということで、要望しておきたいと思います。

それと、あと1点は、これは歳入歳出決算説明書なんですが、きのう説明をいただいて、82 ページのところに、目としては総務費、総務管理費の職員厚生費ということになるかと思いますが、不用額が 1,150 万程度出ると。特に委託料として、健康診断事業や住宅管理費の執行残として、1,100 万のうち 810 万程度が不用額にされているということになっておりまして、中身はよくわからないんですが、またもとに戻って、けさほど説明いただいた9番のところ、職員のメンタルヘルス対策の推進っていうのが記載されておりまして、職務の複雑性もあったり、いろいろ職員の中でも、これは民間の中でもメンタルの問題が大変大きな問題になっております。公務員だからといって、スーパーマンではないですから、それぞれ、いろんな健康状態もあって、ここにあるようなメンタルヘルス対策は、しっかりやってもらわなきゃならないと思うんですが、そんな中で、病気休暇中や病気休職中の職員の職場復帰云々の対策を推進しましたという記載があるんですが、この 810 万円の、先ほどの不用額の内訳みたいなものと、もう一つは、この職員のメンタルヘルス対策については、これも中身までは聞かないんですけども、少し説明をいただければと思います。

松浦職員厚生課長

委員のほうから、職員厚生費の委託料、健康診断事業及び職員住宅管理費等の執行残ということで 22 年度の決算といたしまして、810 万円余りの執行残があるということで、まず、1 点目は内訳でございますけれども、金額的に申し上げますと、健康診断、健康推進費、こちらの執行残が 311 万 2,000 円。これにつきましては、主に職員の健康診断を検診センター等へ委託をいたしております。最近の傾向といたしまして、人間

ドックを希望する職員が多くなっておりまして、定期健康診断を受診する職員数が予算で想定したよりも、少なくなったことが挙げられます。一方、人間ドックと定期健康診断を合わせた、職員の健康診断の受診率は99.7%ということで、実際に全く人間ドックも定期健康診断も受けない職員は、おおむね3,800名おる中で11名という状況になっております。何らかの理由を持ちまして、人間ドックも健康診断も受けなかった主な理由といたしましては、定期健康診断を受けるであろうと思われていた職員が人間ドックのほうを受けた。そういうことによりまして、380万円ほど執行残になっておるということでございます。

もう一点の職員住宅の執行残につきましては、412万4,000円の執行残がありますけれども、こちらのほうも徳島市内を中心に職員住宅の管理の一部を民間へ委託をいたしております。そういう中で、小さな修繕は民間への委託費の中で執行しておりまして、修繕を要するという判断をかなり厳しくいたしましたということで、結果的に修繕が少なくなったということによりまして、412万4,000円の委託料の執行残となりました。

委託料の執行残が812万ほどありますけれども、大方はそういうふうな理由で、執行残になっておるということでございます。

あと、それから一番最後にお尋ねのメンタルヘルス対策でございますけれども、最近やはり社会の厳しい経済情勢、そういう中で民間も含めましてメンタル面で問題を生ずる方が多くなってきているというふうに、一般的に言われておりますけれども、県におきましても、メンタル面でやはり、いろいろな問題を抱えておる職員もふえてきている状況でございます。

私どもといたしましては、メンタル面で何か不安のあるような、そういう職員は、まずは相談に来てほしいということで、毎週2回、水曜日、金曜日に一般の健康相談も含めてでございますけれども、メンタル面でそういう、まずは相談を受けると。

なお、専門家のアドバイスを受けたいということであれば、県下で9カ所、心療科のクリニックであるとか、カウンセラーに委託をいたしまして、メンタル面の専門家のアドバイスを受けるような、そういう取り組みも行ってございます。

また、現在、メンタル面で、例えば病気休職とか、そういうようなものに陥った職員につきましては、まずは療養していただくことが一番ではありますけれども、本人が仕事のほうへ復帰したいという希望があれば、職場復帰に向けて、当然所属の所属長も含めて、職員厚生課の保健師でありますとか、県庁診療所の医師でありますとか、あとまたメンタル面の嘱託医をお願いいたしておりますので、そういう方々のアドバイスを受けながら、一日も早いスムーズな復帰ができますよう、そういう取り組みを行っております。

松崎委員

丁寧に職員のメンタルヘルスの対策の推進ということで、99%の皆さんが健康診断も受けて、注意を払っておるといことなんですけれども、それでもなお、やっぱりメンタル面の、たくさんの方の職員おいでますので、問題があらうかと思っておりますので、ぜひ、人は県にとってはもう大きな財産でございますので、職場復帰支援制度などをしっかり支援していただければということだけ申し上げておきたいと思っております。

以上です。

児島委員

最初に、御説明をいただいた県有財産の活用及び合同庁舎の耐震化の推進についての前段の部分で、県有財産の活用についてということで、これも管財課のほう等々で大変御苦勞をされて、県有財産の遊休、未利用の財産の売却を推進していただいておりますが、ここ数年の売却状況について簡単でいいですから、御説明を願いたいと思います。

黒田管財課長

県有財産の売却状況の御質問をいただきました。

平成20年から22年度の3カ年におきます売却の状況でございますけども、トータル59件、面積的にいたしまして5万8,500平米の見込み額27億5,700万という目標でございましたが、最終的には件数的にも同じ件数でございますけれども、59件の10万3,000平米ほどを売却いたしまして、売上売却額につきましては、トータル36億円となっております。

児島委員

私が言うまでもなく、今あらゆる企業、そしてまた財政状況の厳しい状況の中で、このような遊休しておる、未利用の土地等を、非常に頑張っていたいて、今御報告を受けた中では実績を上げていただいております。この御苦勞には感謝を申し上げたいと思うわけではあります。そして、御質問をさせていただいたのは、さらにこれ、財政的にも民間の方も厳しい状況の中で、これを有効にさらに進めていただくその1つとして、皆さんも既に御承知のとおり、空港の用地につきましては、これは私も質問等をさせていただいて、従来の売却の方法でなくして、リース制のほうへ切りかえていただいて、早速、手を上げてこられた実績が、業者さんがふえましたので、できましたら、やはり極端にはいかないと思うわけではあります。ほかのこういった未利用の財産につきましても、こういった空港周辺のような、そういった早く売却が、売却が、リースも含めて、遊んでいるところを活用していただくような、県として、そういう方策をこの厳しい状況の中ですからとれないかどうか、これをお聞きして終わりたいと思います。

黒田管財課長

御質問いただきました売却以外の利活用ってようなことで、御質問いただきましたが、確かに委員おっしゃられるとおり、非常に市場経済っていうのは低迷しております、売却状況も非常に厳しい状況でございます。

原則的には一般競争入札で売却ということになってございますけれども、ただ、長年売れ残っておるような物件につきましては、委員御提言いただきましたように、空港用地のような定期借地権のような活用方法、そういったものについて、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

丸若委員

一番最初に来代委員が言われたようなところで、本当に大変だと思うんですけど、先ほど実質公債費比率が21.3で推移して、償還金が重なってということだったんです。先ほど、27年度の決算では何とかなるという

ふうなお話だったんですけど、このシミュレーションするときの算定基準っていいですか、これはあくまでも今の現時点での国の措置というか、考え方ということですね。

小笠原企画総務部次長

ただいま丸若委員さんから推計の仕方ということでございますが、実質公債費比率の推計につきましては、現在の総務省の定めております基準に従いまして、算出をしております。それで、現在見込める我々の、分子のほうに公債費が来るんですけども、こちらの公債費につきましては、今の県債の水準を維持した場合で推計しております。また、分母のほうは、標準的な一般財源の収入でございますので、これも今見込める分で計算をしておりますのでございます。

丸若委員

まあそうだろうと思うんです。今言われた率が上がったということは、やっぱり分母が下がったということも多いと思うんです。来るお金が下がったから、払う金は一緒やと。我々でも一緒やけど、売り掛けはようけあったとしたって当てにならんと。それで借金は必ず銀行に返さないかと。それで売り掛けのほうは、回収のときには値引きせないかとということがあったりする。夕張市の破綻なんかも、結局そういうふうなところが大きいに影響しとると私は思うんです。

それと先日、うちの会派の勉強会のときに、臨時財政対策債についても、僕の認識としては、例の三位一体改革の中で、ちょっとマスコミ情報と言ったら何ですけど、あのときせめぎ合いがいろいろあって、税財源の移譲ってということで、財務省のほうはとにかく何か絞りたいと。でも、総務省のほうは何とかやりたいという中で、いや結構ですよと、おたくの足らんやつは臨財債でやってくださいと。そして後に償還しますよというようなこともあったように聞いとんです。ということは、それも含めてちょっと確かにそういう債権っていいですか、債務ですかね、減ってきよるってということあるんですけど。

何が言いたいかという、ちょっと今のことにしてもそうですけど、特に自民党政権からそういうことが続いてきて、政権交代をやって行って、そして今までの無駄をさばいたら、幾らでも出るんだというような話であったけども、結局そのうそがばれてしまったと。

最近私も、もう政治関係の報道を見るについて嫌になるんですけど、結局、財務大臣が言ったら、もうすぐに官房長官が覆して行って、総理大臣も言うことが違うということがずっと続いてきて。そんな中で、なかなか県として、将来的にその財政状況を好転するのは、しにくいと思うんですけどね。

私、基本的に思うのが、いつも言よることですけど、50市町村が24になって、市町村合併が進んできて、そして、基本的に住民が生活しとることっていうのは、基礎自治体のほうを厚くする流れだと思うんです。

そうしたときに、県の役割っていったときに、とくしまトクトク事業からゼロ予算事業をやっていったんですけど、やっぱり県の事業を、まず枠を下げるというか、小さく小さくコンパクトにするっていうことも1つの考え方だと思うんですけど。この間、それもあってですけど、トクトク事業っておもしろいネーミングだなと思って、それがずっと来とんですけどね。

基礎自治体の人員削減ほど県が進んでないというのは、僕はそこが1つあるんでないかと思うんです。無理に事業をそういうゼロ予算でつくる必要があるんですか。そこら辺のどこ、どういうふうにとんできますか。

小笠原企画総務部次長

ただいま丸若委員さんから、トクトク事業等についての御質問をいただきましたけれども、これにつきまして、仕事をつくって人を維持するという趣旨ではございませんで、いろんな知恵を出して、今ある職員のパワーを最大限に発揮するというふうな趣旨でございます。

それと、先ほどの実質公債費比率につきましては、単年度で申し上げますと、監査委員さんの意見書にございますが、21年度がピークになりまして、22年度は下がっております。この比率は3カ年平均でとるようになっておりますので、すぐには下がりませんが、単年度は21年度が高くなっております。その要因としましては、分子の公債費じゃなくて、分母の交付税等の収入額のほうがふえたというのが今回の要因でございます。

丸若委員

そらそうでしょう。答弁としてはね。でも、やっぱりその基本的に自治体の経営というのは基準財政需要額というんですか、それを国のほうが算定して、それでお金がかかることによって運営するのが基本やから。もちろん維持費もありますけどね。だけど、そのときにいわゆる単位費用とか、測定単位とする係数かな、掛けて必要基準財政需要額出すと。そしたら、人口は減りますよね。面積は減ることはないけれども。そしたら、それぞれの事業についても各分野算定の項目というのは、一緒だろうと思うんです。そしたら、警察とか教員とかは人員が入るとるけれども、やっぱりこっちは、まあ事業としては入るとんかもしれんけど、割り振ったら。でも、原則として入ってないとしたら、そうであるのならば、やっぱりある程度、その事業も含めて人員的なことも含めてということであれば、ここで県のほうが丸抱えするよりか、やっぱり市町村、基礎自治体と連携して、そっちに任せるものは任せていくということを根本的にやらなんだら僕はいかんと思うんです。

何でかって言うと、いつも言ってますけど、市町村合併っていうのは、これはやっぱり国の借金に耐えれんようになってきて、それと傾斜配分もあかんようになったから、押しつけたと僕は思っておるんです。その中で、我々の議員定数も言ってますよね。これは僕は、今41人やけど、やっぱり10万人に1人ぐらいで七、八人でいけるようなところだということ、広域の行政圏を考えないかん時代だろうと思うんです。

そうしたときに、その基準財政需要額の1つの算定、それはもう、だんだんだんだん減ってるはずなんですよ。係数をいじれるというのは、何か総務省で、もうほとんどおらんというて、わからんというかね、基本的なこと。さじかげんということありますけど、やっぱり将来はその方向に行くということを見直していくということが必要でないかというふうに私は基本的に思ってます。

そんな中で、やるべきことというのは、ここが抱えてしよることと、それが本来県がすべきことか、基礎自治体がすべきことかということ、やっぱり将来を見るのであれば、検討すべきだと私は思うんです。そこのところについては、県としてはどういうふうにお考えなんですか。

小笠原企画総務部次長

ただいま丸若委員さんから、県と市町村の役割分担ということで御質問いただきました。

私ども財政課のほうでは、県でやるべき仕事、市町村でやるべき仕事について予算の中身の協議のとき

に、十分各部局の考え方をお聞きしまして、市町村がやるものにつきましては、市町村でやっていただくというふうなことでやっております。

また、市町村への権限移譲等の流れにつきましては、県民環境部のほうの所管となりますので、そちらのほうでお願いしたいと思っております。

丸若委員

答弁は大体そうだろうと思っております。ただ、県庁という、企画総務部でいうなら企画やから、いろいろあると思うんです。基本的な方向として、そちらのところをやっぱり交通整理して行って、すべき時代が来るとように思うんです。ですから、そちらのことをぜひお願いしたいと思っております。

先ほど事故のこともあったんですけど、私もいつも思っておったことなんですけど、やっぱりお金がないない言うんであれば、今言ったような、便宜を図るよりは、交通違反のほうが大きいかもわからんということですから、ここらもやっぱり、県民の見る目は厳しい。何がって言うたら、ここまで民間の給与が下がって、皆さん方の平均でいうと2.5倍くらいまで開いとんです、今。そんな中で、いろんな不祥事があった。それが民間であれば、大体過失相殺です。自分がちょんぼした割合が8割だったら、その費用も8割から5割ぐらいは、本人から徴収するというのが大体企業だったら多いと思うんです。そこらも含めて考えないかん。これは税収も含めてのいろんなところがかかわってくると思うんです。ですから、ちょっと演説のほうが長くなったらいいかんですけど、ぜひ、やっぱりそれを、これから民主党政権、多分まだまあ再来年までいくと思うから、どうなるかわからんですけども、恐らくがらがらぼんせないかんときになってきて、事業は拡大しているいろいろ抱えとるという状況は、なるべく早く方向性を変えるほうがいいと思うんですけど、どうですか。

川長企画総務部長

決算審査に当たり、来代委員さんのほうからも交通事故についてのお話し、それから木南委員のほうからは県税収納未済額、不納欠損額、そしてまた今、丸若委員のほうからは、県と市の行政のあり方、すみ分けもお話しいただいたところでございます。

もちろん財政厳しい状況、それは言葉のもとで済まされるものではなく、一つ一つ真摯に、やるべきものはやる、省けるものは省く。また、不注意により、防げるものは防ぐ。そういったものは、真剣に取り組んでまいりたいと考えておりますので、財政の健全化に向かった取り組みが、いたずらに経済を疲弊させたり、夢と希望を摘んでしまうというようなそういったものではなくて、県と市のあり方も含めて、改めて考えていきたいと考えております。

丸若委員

はい、よろしく。終わります。

杉本委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、企画総務部・監察局の関係の審査を終わります。

午食のため、休憩いたします。(12 時 12 分)